

富里市犯罪被害者等支援条例

(令和7年3月18日条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に居住、通勤又は通学をしている者及び市内において活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (6) 関係機関等 国、千葉県、警察、公共的団体、犯罪被害者等支援を行う民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。
- (7) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者又はその関係者から、犯罪等により再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行

われるものとする。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等支援は、二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮し、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう行われるものとする。
- 4 犯罪被害者等支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の労働環境等に配慮し、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

（相談及び情報提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（支援金の支給）

第8条 市は、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより、支援金を支給するものとする。

（居住の安定）

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るとともに、二次的被害及び再被害を受けることがないようにするため、規則に定めるところにより、転居等に係る費用の一部を助成するものとする。

（市民等及び事業者の理解促進）

第10条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穩に対する配

慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、広報及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体等への支援）

第11条 市は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者に対して、その活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第12条 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第8条の規定による支援金の支給及び第9条の規定による転居等に係る費用の助成は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為等による被害について適用する。

（富里市犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正）

- 3 富里市犯罪のないまちづくり推進条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（犯罪被害者等支援）

第13条 市は、富里市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第2号）に基づき、犯罪被害者等支援（同条例第2条第3号に規定する犯罪被害者等支援をいう。第16条第1項第3号において同じ。）を総合的に行うものとする。

第16条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加える。

- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。